入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。
本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和８年 11 月６日

支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　深和　岳人
（公印省略）

１　工事概要

(1) 工事名　呉（８）吉浦燃料施設新設土木工事

(2) 工事場所　広島県呉市

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
燃料タンク新設（地中式屋外燃料タンク 有効容量 900KL×2 基)及び付帯施設
燃料タンク及び付帯施設の一部
（燃料タンク及び付帯施設の一部は別途工事）
上記に係る土木工事一式

(4) 工期　契約締結日の翌日から令和 11 年３月 31 日まで

(5) 使用する主要な資機材　－

(6) 総合評価落札方式

ア　施工体制確認型
本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

イ　地域評価型　削除

ウ　競争参加向上型　削除

エ　同時提出型　削除

オ　賃上げ実施企業の評価
本工事は、賃上げを実施する中小企業に対して総合評価における加点を行う対象工事である。

(7) 一括審査方式　削除

(8) 週休２日制工事（現場閉所単位）
本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「週休２日制工事（現場閉所単位）」の試行対象工事である。

(9) 入札時積算数量書活用方式　削除

(10) 見積活用方式　削除

(11) 難工事指定の有無　削除

(12) 後工事の有無

図面に記載されている燃料タンク及び付帯施設の一部については、本工事に引き続き、当該年度以降の予算で、後工事として発注を予定している。

(13)削除

(14)本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける対象工事である。

(15)本工事は、特別重点調査の対象工事である。

(16)見積参考資料の交付について

本工事は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す入札書の提出期限の６日前（行政機関の休日を除く）（別表の⑤）までに、数量書に示した部分の見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、契約書第１条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

(17)指定品目の精算について

本工事に含まれる指定品目の精算に当たっては、建設工事請負契約書第27条第５条に基づく請求（単品スライド）があった場合において指定品目を１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を基に設計変更を行うことを受注者が選択可能である。

(18)単品スライドの「特例措置」による精算ついて

特記仕様書に記載する指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第５項（単品スライド）による請求があった場合、１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

(19)指定品目の設計変更による精算ついて

特記仕様書に記載する指定品目については、実際の購入金額を基に設計変更を行うことが可能である。

ただし、指定品目に係る別途調達経費についての設計変更内容は、工事請負契約書第27条(スライド条項)の対象外とする。なお、全体スライドまたはインフレスライド請求があった場合には、労務費のみスライドの対象とする。

(20)本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の緩和を行う工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし､監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

(21)その他

ア　本工事は、資料提出、入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い場合、発注者に届出のうえ、紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができる。

イ　本工事は、契約の一連の手続きを電子契約システムにより行う対象工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合、発注者に届出のうえ、紙契約方式に代えることができる。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年 11 月６日付中国四国防衛局長）に示す手続きに従い、呉（８）吉浦燃料施設新設土木工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。

(2) 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者については、防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が 1,200 点以上であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、830 点以上であること。

(5) 平成 23 年４月１日から入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

①元請けとして、完成及び引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体（地方公社を含む。）が発注した工事のうち、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者については、屋外燃料タンク新設工事（有効容量 500KL 以上）を施工した実績を、また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、土木工事を施工した実績を有すること。建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。

ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明又は工事が完成している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

②防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者については、屋外燃料タンク新設工事（有効容量 500KL 以上）を施工した実績を、また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、土木工事を施工した実績を有すること。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとする。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者については、次の基準を全て満たす

監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ア　監理技術者等は、１級土木施工管理技士、１級建設機械施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

イ　削除

ウ　平成 23 年４月１日から入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること。

①元請けとして、完成及び引渡しが完了した工事のうち、貯留槽（貯油、貯水、遊水等）新設工事を施工した経験を有する者であり、当該工事の現場施工期間の１／２以上の期間の経験を有していること。（現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）

ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明又は工事が完成している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

②防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、貯留槽（貯油、貯水、遊水等）新設工事を施工した経験を有する者であり、当該工事の現場施工期間の１／２以上の期間の経験を有していること。（現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）

ただし、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評価点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までに、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 中国四国防衛局が発注した本工事と同一工種の工事のうち、令和５年４月１日から入札公告日までに、完成及び引渡しが完了した施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。

(9) 上記１(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（当該受注者が共同体である場合、当該共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面に

おいて関連がある建設業者でないこと。

(10)入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

(13) 工事全般の施工計画が適正であること。

3　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからカまでとする。

ア　技術提案

・燃料施設を施工するにあたり、品質管理・安全管理・工程管理の向上のためにどのような配慮を行うか。

技術課題に対する着目点等は入札説明書による。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　企業の信頼性

エ　その他（ワークライフバランス等推進企業の評価及びペナルティ）

オ　賃上げの実施に関する評価

カ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として 100 点を付与する。

イ　加算点　予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料及び技術提案書の内容に応じ、(1)アからオの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は 44 点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)カの評価項目について最高 30 点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して

得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（技術提案）を行わない者にあっては、(1)イからオの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 施工体制の確認方法

原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての入札参加者に対し、開札後、速やかにヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからカまでをもって入札を行い、次の各要件に該当する者のうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ｳ) 減点評価により技術評価点が標準点を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、(ｱ)から(ｳ)までの要件及び発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ　削除

(5) その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断した場合、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大 10 点減ずる。

4　入札手続等

(1) 担当部局

〒730－0012　広島県広島市中区上八丁堀６-30 広島合同庁舎４号館７階
中国四国防衛局総務部契約課契約審査第１係
TEL　082－223－7233
FAX　082－222－3027
E-mail　keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　別表の①のとおり。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF
図面類　：PDF
数量表等：Excel

申請書類：Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供については行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、上記(1)へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊ホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書、技術資料及び技術提案の提出期間等

ア　提出期間　別表の②のとおり。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合、上記(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 削除

(5) 入札書の提出期間等

ア　提出期間　別表の⑥のとおり。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合、上記(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。

ウ　その他　本工事内容に非課税の項目が含まれるため、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から非課税金額を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から非課税部分を除いた金額の 110 分の 100 に相当する金額と非課税金額を合算した金額を入札書に記載する。

(6) 開札の日時及び場所

ア　日時　別表の⑦のとおり。

イ　場所

(ｱ) 電子入札システムによる場合

中国四国防衛局総務部契約課事務室（広島合同庁舎４号館７階）

(ｲ) 紙入札方式による場合

中国四国防衛局会議室（広島合同庁舎４号館７階）

5　その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行広島支店）又は銀行等の保証（取扱官庁　中国四国防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行いまたは銀行等もしくは保証事業会社の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

ア　提出期間　別表の⑧の期間の行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし最終日は正午まで。ただし、利付国債の提供の場合、担保の提供が完了するまでに振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行又は証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

イ　提出場所　上記４(1)に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送等により提出する。

エ　入札保証金額等　入札価格（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の 100 分の５以上とする。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国四国防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の３以上とする。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本入札公告に示した競争参加資格のない者の入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載を行った者の入札

ウ　競争参加資格の確認後、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった者の入札

エ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札決定後、配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づき作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。詳細については、別冊「予決令第 86 条の調査について」による。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 落札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者とは契約を行わない。
(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
(10)契約書作成の要否　要
(11)技術提案の可否及び評価については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
(12)本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
(13)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。
(14)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(15)本入札公告の詳細については、入札説明書による。

【呉（８）吉浦燃料施設新設土木工事　入札公告　日程表】

別表

①	入札説明書等の交付期間	入札公告日から 令和９年２月17日までの 午前９時から午後６時まで （行政機関の休日を除く）
②	申請書及び技術資料の提出期間	入札公告日から 令和８年12月８日までの 午前９時から午後６時まで （ただし、最終日は正午まで） （行政機関の休日を除く）
③	削除	
④	削除	
⑤	数量書に示した部分の見積参考資料の交付	令和９年１月28日
⑥	入札書の提出期間	令和９年２月３日から 令和９年２月５日までの 午前９時から午後６時まで （ただし、最終日は正午まで） （行政機関の休日を除く）
⑦	開札の日時	令和９年２月18日　午後１時30分
⑧	入札保証金の納付	令和９年１月14日から 令和９年２月５日まで （利付国債の提供の場合は令和９年１月22日）

（紙入札方式の場合は、各期間の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。）

（行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。）